２０１７年７月２０日発行

村尾光子の下野(しもつけ)市議会報告（第47号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成29年第2回定例会(5月31日～6月14日)の報告です。

《審議事項》

〇諮問
- 人権擁護委員の候補者の推薦（小室正男氏）

〇専決処分の承認（税条例改正3件）
- 市税条例　・都市計画税条例　・国民健康保険税

〇H29年度一般会計補正予算

〇条例制定(2件)
- 行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例
- 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例

〇その他(3件)
- 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務委託
- 県南公設卸売市場に関する財産の貸付

〇陳情(2件)
- 「県南広域的水道整備計画」に関する陳情
  ⟹ 趣旨採択　（採択すべき 3）
- 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情 ⟹ 趣旨採択　（不採択 3）

■一般質問：7議員が質しました。

早くも鬱陶しい季節、こんな中、豪雨被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。またしても九州とは惨いことです。

暑い日が続きます。皆様、お元気にお過ごしでしょうか。

弁護士や中央の政治家、国の官僚だからといって、教養人とは言えない人々もいるんだなー、とつくづく感じさせられるこの頃です。つい、社会的地位や職業、学歴で人を判断してしまいがちですが、その人の品性や品格は内面から滲み出てくるものなのでしょう。残念ながら教養人として尊敬･敬愛できる政治家が少なくなっているように思います。

品格はどのように身につくのでしょうか？やはり、自らは勿論、他の人の尊厳を守ることができるかが基本でしょうか。誠実に、公正に歩んでいることも欠かせないと感じます。

我が身を振り返り、反省しきりです。忙しいふりをして怠慢だったのではないかと･･･。常に宿題を抱え日々追われているのは事実だけど、もっと時間の使い方を工夫しなければいけません。

「安倍一強」と言われていたけど綻びが出始めた。誠実ではない人、もう取り繕うことはできないのではないか。

下野市議会改選後から会派制を導入します。

市議会基本条例では「会派を結成することができる」と規定していますが、未実施でした。議会活性化特別委員会では次期から導入すべく、要綱等を検討しています。議会人事に向け多数を構成するためだけなら会派は不要。議論を尽くし、政策提言･立案する場にできるでしょうか?

議会報告と意見交換会



7月30日(日)13:30～15:30
グリーンタウン･コミュニティセンター 研修室1
報告：村尾光子
どなたでもお気軽にお出かけください

平成29年第3回定例会は8月31日(水)開会予定

■行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定　― マイナポータルを導入 ―

7月からの国のマイナポータル試行運用開始に伴う。

目的：市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、書面による手続に加え、原則としてオンラインによる手続も可能とする。

これにより、縦覧等もコンピュータ等で作成した電磁的記録により行うことができ、記録保存も電磁的記録の作成・保存をもって代えることができる。

利用できるサービス：本年7月より、児童手当・母子保健制度の一部の手続きで利用可能になる。

利用するにはマイナポータルにログイン(接続)する。そのために個人番号カード、カードリーダライタ、パソコンが必要となる。カードリーダライタは電気店で購入可能(2,000～3,000円位)。市庁舎にも市民利用可能の端末を設置する。

(詳細は広報しもつけ7月号をご覧ください)

■新農業委員会制度に移行、

次の任期 H30年9月4日から

農業委員会改革を目的とした改正農業委員会法は H28年4月に施行されており、今任期満了後から新農業委員会制度に移行する。次期の農業委員・新設される農地利用最適化推進委員の定数及び非常勤特別職としての報酬額を定めた。

	定数	報酬月額	
農業委員会委員	29人 → 16人	会長	52,000円
		会長職務代理	43,000円
		委員	38,000円
農地利用最適化推進委員	20人		32,000円

また、これまで各農業委員が担当していた担当区域を廃止し、新たに推進委員が担当する20区域(南河内地区8、石橋6、国分寺6、1区域150～250ha)を設定した。

《新しい農業委員会制度》

①農業委員会の事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進(従前は任意事業)が最も重要な事務であることを明確にする。

②農業委員選出方法の変更

地域農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するため、

ア　公選制を廃止する

イ　市長が議会の同意を得て任命する

ウ　農業委員の過半数は、原則として、認定農業者

③農地利用最適化推進委員の新設

主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等利用の最適化推進のための現場活動を行う推進委員を新設する。農業委員会が推薦・募集し、委嘱する。

④都道府県農業会議・全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能の強化

―農水省パンフ「新たな農業委員会制度が始まります！」から―

■市税条例・国民健康保険税条例の改正

(専決処分の承認)

《主な改正点》　(いずれも H29年4月1日施行)

●市税条例：税収に影響がある点

①肉用牛売却による事業所得に係る個人市民税の課税特例(所得割の額を免除)の適用期間を H33年度まで延長する。

特例対象農家4戸 ⟶ 市税は200万円／年減収

②軽自動車税のグリーン化特例の適用期間延長

H29･30年排ガス規制適合車は14,700台中約500台

⟶ 180万円／年の減収

●国民健康保険税条例

低所得者に係る軽減判定所得の見直し(H29年度分から)

①5割減額対象所得：基礎額26万5千円→27万円

②2割減額対象所得：基礎額48万円→49万円

軽減対象世帯は約80件増となり、国保税は約380万円の減収となる見込み。

年度末ぎりぎりに法律が改正される。市にとっては大事な税条例に影響する。それを専決処分（議会招集の暇が無く首長が決めた)として議会には承認を求める。既に施行しているのだからと審議はおざなりになりがちだ。

改正内容は、特に税条例はややこしくて理解するにはより詳細な説明が必要だと思うが、議会の空気は「決まったのだから仕方ない」ようで、質疑も殆どない。議員各位は理解できたのだろうか?理解できない私はおかしい?通年議会としている議会は別だが、先日視察した高山市議会では承認案件も委員会付託して審議していた。下野市議会ももっと議案審議を尽くすべきではないかと思う。

■ H29年度一般会計補正予算

210万5千円を増額して総額236億7210万5千円に

【歳入】

〇国庫補助金(公園整備事業費)　2億1427万円

〇県補助金　183万円

〇市債　△2億1400万円

合併特例債 △4億0670、公共事業等債 1億9270
大松山運動公園整備事業への国庫補助金が得られたため、財源振り替え

【歳出】

〇男女共同参画推進事業　46万円

女性の活躍推進セミナー、イクボス宣言、ガイドブック作成

〇病児対応型保育事業　51万円

済生会病院に加えて新小山市民病院にも委託実施

〇こがねい保育園空調設備改修　97万円

〇南河内中エネルギー教育推進事業　101万円

【継続費補正】

〇大松山運動公園拡張整備事業(H29～30年度)

9億8446万円 ⟶ 11億9679万円

陸上競技場・管理棟建設・電気設備・機械設備を一括発注とし、工期の短縮を図る。経費節減にもなる。

■「県南広域的水道整備計画」に関する陳情は趣旨採択

（趣旨採択 14 、反対（採択すべき)3）

第 1 回定例会で総務常任委員会にて継続審査となってい）た標記の陳情は常任委員会と本会議で趣旨採択となった。陳情事項は以下の通り。

思川開発事業の「県南広域的水道整備計画」に関する本市の対応について、市に対して次のことを求めてください。
1. 自治基本条例に基づき、計画の全体像について積極的かつ分かり易く全ての情報が市民に提供されるよう、必要な処置をとること。
2. 特に、本市の対応(広域的水道整備計画の策定を県に要請するか否か)を決める前には自治基本条例に基づき、広く市民の意見を求めて積極的にそれらを施策に反映させるよう、必要な処置をとること。

《総務常任委員会での意見》　（趣旨採択 3 、採択 2）

趣旨採択とすべき

〇情報公開は必要だが計画が具体的に決まっていない。

〇関係市町間で合意形成されておらず、まだ結論に達していないような内容も陳情の願意に含まれる。中途半端な情報の公開は市民が混乱する。

〇陳情者から直接市に要望が出され、すでに回答を得ている。

採択とすべき

〇自治基本条例は市民が市政に参加することが基本となっており、市民の権利として議会及び市に関する情報を知ることができる、と掲げられている。このような条例を持ちながら議会が判断しないのはおかしい。

〇決まってからではなく、可能な部分については協議の段階であっても積極的な説明をすべきだ。

市長タウントーク、議会報告会では、説明を求める意見が相次いだ。水道水源に表流水が混じってくる、水道料金も高くなりそう、となると市民は不安を抱く。なぜこうなるのか、具体的な説明は必要だ。特に南河内地区住民には降って湧いたような話。状況説明するのは市水道事業者として当然なこと。

「陳情者は市長に対して同様の内容の要望書を提出し、回答を得ているので、議会は採択する必要が無い」との意見は、二元代表制の一翼を担う議会としての責任を放棄するようなものだ。議会に提出された陳状には、議会として回答すべきと思う。陳情は、陳情者だけへではなく市民全体への説明を求めている。

また、広域的水道事業について賛成や反対するよう求めているのではない。市民が考え判断する材料としての情報提供を求めているのだ。不採択にはできるはずもない。

通常、「趣旨採択」の場合は「趣旨は理解した」だけで議会としては何もしないことを意味する。審議の段階で委員長に確認したところ、「何もしないのではなく、市に対して何らかの働き掛けをする」とのこと。

後日の総務常任委員会で協議の結果、正副委員長が市長に面会し、口頭で「自治基本条例に基づき市民へ説明する」よう要請することになった。その結果の報告はまだ無い。

■「青少年健全育成基本条例の制定」を求める意見書提出に関する陳情も趣旨採択

（趣旨採択 14 、反対（不採択とすべき)3）

《付託した教育福祉常任委員会での意見、委員長報告から》

〇青少年の健全育成の趣旨は理解できるが、県青少年健全育成条例に屋上屋を重ねるきらいがある。

〇意見書内容が現在の状況と合っていない。

〇今日の家庭環境は多様化しているので、青少年健全育成法のコアな部分に家庭の価値を基本理念に据えるのはいかがなものか。

村尾は不採択とすべきとして反対討論をした。残念ながら3分間の時間切れとなり、肝心なところに言及できなかった。少々長いが、言いたかったことを下記に。

青少年健全育成法制定の動きはH12年頃からあり、H16年、H26年には審議未了で廃案になっている。今回の陳情はこれら一連の延長線上にあると思われる。

H26年に国会提出された法案は、「こども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案」だった。その内容は

①法律の名称を「青少年健全育成基本法」に改める。

②目的「・・・日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、・・・総合的な子ども・若者支援のための施策を推進する」を全部削除して、国家社会発展に資する青少年健全育成を念頭に置いたような前文と目的に変える。

③基本理念の一つ「子ども・若者について、個人としての尊厳を重んじられ、不当な差別的取扱いを受けることがなく、意見を十分尊重され、その最善の利益を考慮すること」を削除。

④保護者は、(国家社会に対して)青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを規定。

これらは容認できない。

私は日弁連の意見「憲法では、子どもも個人として尊重されるとともに教育を受け成長発達する権利を有するとされ、子どもの権利条約では、子どもは権利の主体であり、成長発達する権利を最大限確保するべく、国家や社会は援助しなければならないとされている。つまり、国家社会のために子どもがあるのではなく、こどもの権利保障のために国家社会が援助するのであり、国家社会の発展は、子どもの成長発達が保障された結果として得られるものである」に賛同・共鳴する。

陳情者の説明では、「家庭の価値」は強調しても、残念ながら、最も重視したい子どもの人権やこどもの権利条約については全く触れなかった。よって不採択とすべき。

尻切れトンボの討論は全くミットモナカッタ。それにしても、3分間は短か過ぎる！　道徳教育の教科化や教育勅語を教材として認めたり、近頃の政権は民主主義を深化させるのではなく、復古的・右傾的ではないか。背後に日本会議の存在と強い働きかけを感じ、危機感を抱く。冷静に判断せねば。

■石橋中学校校舎大規模改修事業を了承

— 石橋中校舎改修等特別委員会委員長報告 —

第 1 回定例会にて設置した特別委員会では、大規模改修か新築かを調査･検討してきた。

〇鳥の糞害による不衛生な状態は一刻も早く改善すべき。

〇アトリウム(校舎間の広場)を外部と完全に遮断することは構造上不可能。学校では活用継続を望んでいる。

〇合併特例債は起債期限の H32 年度には事業が完了していなければならない。新築とした場合の工期は 4 年なので合併特例債の活用はできない。また、現校舎の耐用年数から補助対象とならず、全額市費による。

以上のことから、廊下の室内化を含む大規模改修事業の速やかな実施を求めた。

《石橋中学校校舎大規模改修事業》H29 ～ 31 年度

～第 3 回特別委員会で示された事業費案から～

●予定事業費

総事業費	20億4508万円
実施設計費	5292 万円 → H29 年度予算
工事施工監理費	2430 万円
校舎改修工事費	16 億 2216 万円
廊下室内化	5 億 4425 万円
大規模改修	10 億 7791 万円
仮設校舎費	3 億 4570 万円

●財源計画(事業費を 20 億円として)



国庫補助金	2 億円
合併特例債	10 億円
学校教育施設整備債	3 億円
公共施設整備基金	4 億円
一般財源	1 億円

●改修とした時の財政指標の推計

	決算 → H27 年度	H30 年度	H32 年度
実質公債費比率	5.8 %	8.7 %	8.0 %
将来負担比率	△ 67.6 %	△ 44.1 %	△ 24.2 %

第二次長期財政健全化計画では「実質公債費比率 15 %以内、将来負担比率 350 %以内」を目標としており、健全財政維持を前提とした改修事業の財政計画が示された。つまり、この石橋中学校大規模改修事業を実施しても健全財政は維持できるということ。新築した場合はやや厳しくなる。

～お詫びと訂正～

前号市議会報告(No46 ,p 2)で地域振興基金について報告しましたが、数値を間違えました。ごめんなさい。



以下のように訂正します。

（誤）　　　　（正）

基金創設時の積立額：15億円 → 15億5000万円

合併特例債は 95 %充当可能、元利償還金の 70 %が地方交付税措置(算入)されるので、元金だけを計算すると下野市は実質 5 億 1925 万円の負担で 15 億 5 千万円の基金運用ができたことになります。

～議員全員協議会(6 月 16 日)から～

■デクセリアルズ株式会社が操業(西坪山工業団地)

ソニーエナジーデバイス(株)が撤退(H26 年)した跡地でデクセリアルズ(株)が操業を開始している。

【会社概要】

本　社	東京都品川区大崎
代表者	代表取締役　一ノ瀬　隆氏
事業内容	電子部品･接合材料･光学材料などの製造販売
連結売上高	625 億 9800 万円
従業員数	2,124 人
事業拠点	国内 6 カ所、海外 15 カ所

【栃木事業所】

H28 年 10 月　操業開始(H29 年 5 月開所式)

敷地面積	78,889 m^2
主な建物	4 棟(製造棟、研究棟、事務棟)
主な製造品	反射防止フィルム(パソコン等の液晶用) 表面実装型ヒューズ(過電流等による故障防止機器)
従業員数	740 名(製造部門 40 人、研究部門 600 人、事務部門 100 人)

※鹿沼市から移転したこともあり、従業員の多くは鹿沼市に在住、他に宇都宮市･小山市･結城市･首都圏など

※立地企業奨励金の申請が提出されている。協議の結果、H30 年度から交付する。

■なめがたファーマーズヴィレッジを視察

(6 月 8 日、自主研修)

総務常任委員会委員有志で、廃校を"さつまいものテーマパーク"として活用している「なめがたファーマーズビレッジ」を見学した。行方市の廃校活用策検討と農業活性化ビジョンが特産品のさつまいもを加工している食品会社の工場進出と合致して、食品会社に売却され、テーマパークづくり構想が進められた。地域住民の理解を得るため、市が中心となって説明会を開催した。H27年10月30日から運営開始。地域の拠点のよう。

【施設概要】加工工場･さつまいもミュージアム･レストラン･売店

周辺にオーナー制農園、直営農園、さつまいも貯蔵庫

【改修費用】約22億円　補助金(6次産業化推進事業)活用



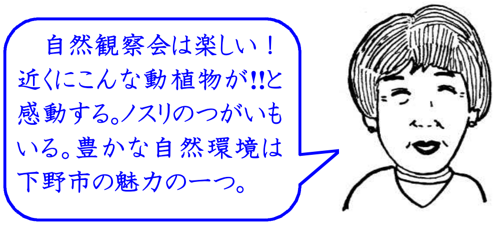
ミュージアム･パンフの一部

校門跡には現在も「行方市立大和第三小学校」の校銘板が残り、校長室跡の資料室には学校の歴史的な品々を保管･展示している。ミュージアムも楽しい。

地元産野菜をたっぷり使ったレストランでの昼食はとても美味だった。団体活動か、多数の親子が来場していた。本市も再編する学校の校舎活用策を検討し始めなければならない。

村尾光子

一般質問



市内に自生する希少植物の保護策を求める

(1)市内にはトオサワトラノオはじめカザグルマ、イチリンソウ、ニリンソウ、キンラン、ギンランなどの希少植物が自生している。保護すべき希少植物の指定及び保護のための施策や行政・市民・事業者が配慮すべき事項などを明らかにした希少植物保護条例などを制定すべきと考える。
どのような見解か。

【広瀬市長】 しもつけ環境市民会議自然環境部会の調査では、市内には 10 種類以上の希少植物が確認されており、市民団体との協働により、生物生息状況の調査や学習会などを開催している。カザグルマ、イチリンソウ、ニリンソウの生息地には、土地所有者の協力を得て立入禁止等の看板を設置している。


準絶滅危惧種 カザグルマ

絶滅危惧種であるトオサワトラノオについては「トオサワトラノオ保存会」が設立され、東根自治会、小山北桜高校、吉田西小学校等が地域ぐるみで活発な保存活動を行っている。

市民団体と協働して生物多様性マップを作成し、学校や公共施設に配置して市民への啓発、情報発信に努める。

絶滅のおそれのある希少植物の保存を図るには、さらに希少植物の現状を把握し、どの地域にどのような希少辱物が生息しているかの情報を発信し、市民の保護意識の醸成を図ることが重要だ。

県内では那須塩原市と塩谷町が、具体的な絶滅危惧種等の乱獲防止等を目的として条例を制定している。

条例制定の検討には、野生植物の専門家、土地所有者、保護活動を行っている市民団体など多くの関係者から協力を得て、市内全域において生息している希少植物の悉皆調査が必要となる。また、希少植物の生息する平地林の 9 割が個人や事業用財産として管理されている。保全・保護を目的とした条例施行により私有財産の利用制限や管理義務、新たな費用等の負担を生じさせることは慎重に検討する必要がある。

従って、本市は環境基本条例に基づき、保護活動を行っている市民団体等と協働で、希少植物保護の必要性について市民の理解を得るための普及啓発を積極的に行っていく。

(再質問)保護すべき希少植物を指定した条例制定が保護意識醸成になる。啓発のためにも条例は必要だ。
環境基本条例・環境基本計画には保護すべき具体的な希少植物は明記されていない。

【手塚市民生活部長】 環境基本条例の中で、市・事業者・市民の責務として協働で保全を図ることが規定されている。

どんな希少植物があるか、確認作業を行わなければならず、希少種の指定までは考えていない。

(再質問)多くの市民は保全すべきものは何か、何が希少植物なのか知らない。調査は必要だが、具体的に特定して明文化すべきだ。

【手塚市民生活部長】 生物多様性マップを活用して市民に知らせていく。条例制定については、環境基本計画見直しの中で検討する。

《市内で自生が確認されている希少植物》

（環境省レッドリスト 2017）

トウサワトラノオ	絶滅危惧Ｉ B 類
キンラン、ヌマゼリ、ゴマノハグサ、バアソブ	絶滅危惧 II 類
カザグルマ	準絶滅危惧
ギンラン	準絶滅危惧（栃木県 RL）


キンラン

他にイチリンソウ、ニリンソウ、シュンラン、コオニユリ、ツリフネソウ、エイザンスミレ、ニョイスミレ、サイハイラン等々

(下野市自然に親しむ会の調査から、写真提供：杉浦健夫さん)

《宇都宮市の自然環境保護・保全の取組例》

● 「うつのみや生きものつながりプラン」(生物多様性地域計画、H28～37年度) の中で
- 動植物についての「宇都宮市版レッドリスト」作成
- 盗掘等防止対策としての定期的な監視活動実施
- 「(仮称)生態系に影響を与える外来種リスト」を作成し、駆除活動に活用

● 「第2次緑の基本計画」(～H34年)
- 「特に緑地の保全に重点的に配慮する地区」に4地区設定
- 『緑を守り引き継ぐ』『緑の拠点をつくる』『身近な緑をつくり育てる』の各項目について、指定地区毎に取り組むべき施策を具体的に掲げている。

環境基本計画には「絶滅危惧種トウサワトラノオ保全地の維持管理を進める」と明記され、保全会の方々が尽力している。市有地だから保全活動がしやすい側面がある。民有地の希少植物保護にはどう取り組むのか。

理念や基本方針を明確にし計画に具体性があれば、周知することで市民理解も得られるとは思う。条例は行政運営や市民生活、事業活動を規制・制限するものだから、民主的な合意形成が不可欠だ。そのプロセスが意識の醸成や啓発につながると思う。植物を特定して、土地所有者の保護の配慮・努力を規定した条例が必要では?!

生物多様性マップは3,000部作成して学校、公共施設、市民団体に配布する予定とのこと。

(2)産業団地造成の候補地とされている西坪山工業団地東地区は希少植物が豊富である。それらの保護のため一部を開発地域から除外し、かつ公有化して保全できないか。

【広瀬市長】この候補地は工場適地調査や地権者意向調査を行って選定した。この地域には、農業振興地域、地域森林計画に基づく5条森林、文化財の包蔵地があるほか、キンラン、ギンランなどの希少植物が確認できるエリアが存在する。

開発は、栃木県企業局または栃木県土地開発公社を事業主体とした事業化を予定しているので、事業化に必要な手続、課題について、県関係部局と協議を進めている。


シュンランの宝庫！

希少植物を含むエリアは産業団地造成の中核を成す箇所に位置しているため、開発区域から除外することは、事業用地の確保の観点から困難である。当該希少植物の保護については、特に多く生息するエリアを公園として残す、または、産業団地の一部に公園を設け移植するなどの方法が考えられる。


エイザンスミレもあった

今後、実施する環境調査の結果や、市民団体や専門家等との協議も踏まえ、事業主体と対応を協議したい。

森林法第5条：国が定める「全国森林計画」に即し、知事が対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」、その計画対象となる民有林を「地域森林計画対象民有林」という。

同法第10条の2：地方公共団体が開発行為を行う場合は許可は不要だが、知事との協議が必要。

(再質問)「栃木県開発許可事務の手引き」では、面積5ha以上の開発の場合、その3%以上の公園・緑地・広場を設ける、とされている。今回の開発予定地は約49haなので、1.4ha位の公園等が設置されると理解してよいか。また、この公園等を希少植物のあるエリアに位置付けることは可能か。

【高徳産業振興部長】開発面積の3％を公園化することになっている。

今後、土地利用計画などについて事業主体と協議するが、県も希少植物のキンランの生息は知っている。保護のための公園設置については協議の中で検討されるだろう。

(再質問)開発予定区域内には、わずかだが市有地がある。希少植物保全のために充てられないか。

【高徳産業振興部長】産業団地の開発に当たっては、植物の保全については必ず考慮して計画を立てる。区域内の市有地はわずかだが、公園として活用する選択肢もある。

(3)本市は小山市と隣接する花田地区に7,752m^{2}の山林を所有しているが、手入れされずに放置されている。自然観察や希少植物の保護ができる自然公園(里山)として整備し、有効活用を図られたい。

【広瀬市長】この土地はS.43年に旧栃木県開発公社が西坪山工業団地開発の際に代替地として購入し、S.48年に旧南河内町が取得した。BSE(牛海綿状脳症)が発生した際には、緊急処分先としての利用も検討された。

この土地の利活用については、政策上の必要性、市民ニーズ、環境調査等、総合的な検討を踏まえる必要がある。

当面は、不法投棄等を防止し、周囲との景観と調和している現状を維持していくことが肝要なので、市有地の看板設置、必要に応じて伐採・除草などにより適切に管理していく。

(再質問)市民が関心を持って平地林の保全活動に携われるような仕組み、民有地でも所有者の了解のもとに契約により保全をしていく、そのような施策を考えてほしい。

【広瀬市長】平地林は大事にしたい。どのような方法があるのか、部内協議をしながら、できるところから進めていきたい。

希少植物の移植先にと考えたが、産業団地予定地内に保護地としての公園設置の可能性が高まったので、その必要性は薄らいだ。この市有林でキンランを見たとの情報もある。美しい林として管理して欲しい。

資源化可能な廃棄物の一層のリサイクルを推進されたい

(1)H28年度より国分寺・南河内地区では容器包装プラスチックが再資源化のため分別回収されている。このため、商品プラスチックは焼却処理となった。
しかし、単体のプラスチックであれば再資源化は可能である。分別収集してリサイクルし、焼却量を減量すべきではないか。

【広瀬市長】小山広域保健衛生組合の中央清掃センター(小山市)及び南部清掃センター(野木町)の新施設稼働に伴い、ごみの分別方法を一部変更した。今まで不燃ごみとして収集し、破砕・分別して最終処分場に埋め立てていた商品プラスチックは、中間処理を行わず焼却処理できるようになり、焼却炉の熱を利用して発電(サーマルリサイクル：エネルギー回収)している。中間処理費の削減や最終処分場の延命化が図られている。

商品プラスチック分別収集の先進事例では、自治体がリサイクルプラザなどの施設を有し、手作業によりプラスチックの種類別に分別、中間処理でチップ化したものを業者に売却しているのがほとんどであり、県内市町では分別収集の事例はない。

本市のごみ処理は小山広域保健衛生組合による広域処理なので、市単独で商品プラスチックを分別収集・リサイクルすることは、収集・処理方法、ストックヤードの用地確保、施設整備に要する財

源確保、費用対効果の検討等、多くの課題をクリアする必要がある。

(再質問)数は少ないが、硬質プラスチックの中間処理事業所はある。ステーション収集方式が難しければ拠点方式でも分別収集し、再商品化を行い、焼却量の減量化を図るべきではないか。サーマルリサイクルは安易にごみ量を増やすことになる。

【手塚市民生活部長】 再商品化のためのリサイクルには細かな分別が必要となり、一般消費者がその材質を見分けるのは困難だ。

(再質問)プラスチック商品の多くは材質がPP（ポリプロピレン）、PE(ポリエチレン)であり、商品に表示されている。周知すれば分別は可能だ。実施している自治体もある。やらないではなく、どうしたらできるか研究して欲しい。

【手塚市民生活部長】 先進地では、自前の中間処理施設と最終処分地を持っている。廃棄物処理等法の関係から、最終処分場との協議が必要になり、簡単に解決はできない。

(再質問)現在焼却しているものを中間処理(破砕)した結果発生する残渣は、埋め立てなければならないのか。現在でも焼却しているのだから、焼却すれば良いのではないか。焼却量の減量にはなる。

【広瀬市長】 小山広域保健衛生組合ではサーマルリサイクルをベースに、そこで生まれた電気を売電する形で進めており、硬質プラスチックも熱源としてエネルギー回収している。この焼却を止めた場合、熱量が足りなくなれば燃焼助剤としてオイルを加えることになる。

小山広域組合の役員会で提案し、調査・検討の結果、可能であれば先に進めることができると考える。現時点では机上の話しかできない。

ざる、ボウル、洗面器・浴用椅子、トレー、衣装ケース、レターケース、CDケース、おもちゃ等々の商品プラスチックは、現在は燃えるごみとして収集・焼却されている。確かに焼却熱を利用して発電しているので、サーマルリサイクルされている。しかし、素材別に分ければ、再商品化の原料になる。

ごみ発電は厚生労働省が推奨しているが、果たして良いのか疑問を抱く。燃やせることは安易に捨てることにつながる。3Rは、リデューズ(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の順で優先されるべきだし、リサイクルの中でもサーマル(熱回収)よりマテリアル(再製品化)を優先すべきではないかと思う。

容リ法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)には、リサイクル費用の自治体負担割合(7割)が高すぎる、ごみ発生抑制にはなっていない、リユースがなくなるといったいくつかの問題点が指摘されているが、リサイクル費用のメーカー負担は3割ある。一方、商品プラスチックの場合は処理やリサイクル費用は、一般廃棄物としてすべて自治体が負担している。ここに問題があるのではないか。

資源有効利用促進法が施行されている(H13年4月)。また、個別物品の特性に応じた規制として容リ法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、建設資材リサイクル法も制定されている。しかし、これだけでは商品プラスチックのリサイクルに向けた取組を促進させることはできない。拡大生産者責任(EPR＝Extended Producer Responsiblity、㊟)の法制化が必要だと思う。

拡大生産者責任：製品に対する「物理的」および「経済的」な生産者の責任を、製品のライフサイクルの使用済み段階まで拡大する環境政策のアプローチ。
ポイントは①生産者の知識や能力を活用する。②生産者を巻き込むことで、環境負荷が小さく、社会的費用の小さいよりよいシステムを目指す。
(OECD のガイダンスマニュアル(2001 年発行)による)
― DOWAエコジャーナル「拡大生産者責任制度について」(2015.2.1)から引用 ―

市長は答弁で小山広域保健衛生組合での調査・研究を示唆された。ぜひ、実施に向けた提案をしていただきたい。

本市は小山広域組合とは別に独自にエコキャップの分別回収を実施している。製品原料化する中間処理事業所が市内にあるので可能となった。硬質プラスチックの中間処理事業所は埼玉県内にある。費用対効果が課題か?

(2)植物性食用廃油の回収と資源化策を講じられたい。食用廃油は石けん、家畜飼料、バイオ燃料の原料として活用できる。分別回収されたい。

【広瀬市長】 市内学校の調理室や給食センターから排出された食用廃油は、専門業者に委託し飼料用油脂、バイオディーゼル等にリサイクルしているが、一般家庭からのものは焼却している。

現在、県内の 7 市 4 町が一般家庭からの植物性食用廃油の回収・資源化に取り組んでいる。ごみ発生抑制、再生利用の推進につながる施策だ。早期に実施できるよう、態勢整備を進める。

食用廃油の資源化が実現する。期待したい。一方、全国には注目すべき取組もある。

NPO川崎市民石けんプラント：市民から出資金を募りリサイクル石けん工場を設立、学校給食や家庭からの廃食油で作った石けんは、市内小学校の90%でも使われているという。廃油の回収はトラックで。精神障がい者も就労。
仙台市・みやぎ生協：調理後に出る廃食油を使ったSVO(Straight Vegetable Oil)コージェネレーション発電機を設置。バイオディーゼルを精製するBDF(Bio Deiesel Fuel)は化学薬品を使うため、汚染洗浄水が排出されるが、SVOは油かすなどを取り除けばそのまま発電に利用でき、環境負荷が少ない。発電時の排気熱も利用できる。

本市も小型石けん製造機やSVO発電機を導入できないか。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【4月】

～ 4/2　議会だより第 44 号原稿執筆
～ 4/18 市議会報告 No46 編集･印刷作業
2　下坪山平地林観察会(自然に親しむ会)
6　**議会だより編集委員会**
8　教育相談研修(宇都宮市)
9　GT 祇園 5 丁目自治会総会
10　**南河内第二中学校中学校入学式参列**
11　**吉田東小学校入学式参列**
12　**石橋中校舎改修等特別委員会／議会運営委員会**
13　下野つばさの会総会
14　ジャコウアゲハを保護する会･花壇整理作業
15　下野市の水道水を考える市民ﾈｯﾄﾜｰｸ運営委員会
16　市 V 連南河内地区連絡会解散会／自然に親しむ会総会･講演｢｣大久保宇大教授
18　生活学校やよい会総会
20　**議会だより編集委員会**
22　下野市を元気にする会総会
23　原発要らない栃木の会総会･講演｢なぜ原発から脱却しなければならないか｣島薗 進上智大教授(宇都宮市)
26　**議会だより編集委員会**
27　**議会活性化調査特別委員会／石橋中校舎改修等特別委員会／議員全員協議会**
29　天平の花まつり｢高松市サヌカイト石琴と大太鼓演奏会｣／文化協会講演会｢出会いの魔力｣鈴木 智氏
30　緊急集会｢おいしい水をいつまでも！思川の水利用で水道料金大幅値上げ?!栃木市､下野市､壬生町の 2 市 1 町｣(報告､栃木市)

【5月】

7　村尾議会報告･意見交換会／カザグルマ観察会(自然に親しむ会)
9　やよい会例会
11　**総務常任委員会**
12　民生委員制度 100 周年記念講演会｢これからもこの地域とともに｣林 和美国際医･福大准教／ブックベリーの会学習会｢図書館とは何なんだろう｣元鶴ヶ島市立図書館長若園義彦氏
13　市川房枝記念会連続講座｢日本憲法の立憲主義を考える｣杉原泰雄氏(東京)
14　下野九条の会総会･講演｢テレビ･新聞は本当のことを伝えているか｣田野辺隆男氏／｢加藤幹保さんとの懇談会｣(下野つばさの会)
15　元南河内町長宇賀持正紀氏訪問(自然に親しむ会)
19 ～ 20　市川房枝記念会政治参画フォーラム｢公教育の実施主体としての地方自治体｣中村文夫氏･｢自治体におけるジェンダー平等｣皆川満寿美氏･｢子どものメディアリテラシー｣高橋恭子氏･｢スウェーデンの教科書を読む｣鈴木賢志氏(東京)
20 ～ 21　全国自治体議員行財政自主研究会｢入札･契約｣山崎氏･菅原敏夫氏(東京)
22　**スマート土地利用型農業現地研修会見学**
23　一般質問趣旨説明
24　**議会運営委員会／議員全員協議会**
25　**議会だより編集委員会**
27　**都市農村交流施設｢ゆうがおパーク｣開所式**／チャイルドライン公開学習会｢発達障害の理解と支援｣宮本信也筑波大副学長／県南地域水道水を考えるネットワーク準備会(宇都宮市)
28　GT 祇園 5 丁目自治会美化キャンペーン作業

【6月】

5/31 ～ 6/14　**市議会第2回定例会**
　5/31 、1 、2、 5 、14 日　**本会議**
　2 日　**村尾一般質問**
　6 日　教育福祉常任委員会傍聴
　7 日　経済建設常任委員会傍聴
　8 日　**総務常任委員会**／総務常任委員会自主研修｢なめがたﾌｧｰﾏｰｽﾞ ｳﾞｨﾚｯｼﾞ｣視察(茨城県)
　12 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化調査特別委員会**
　14 日　**議会だより編集委員会**
10　**南河内第二中体育祭参観**／ミンダナオ子ども図書長 松居 友氏家庭講演会(宇賀神浩人氏宅)
11　とちぎ地域自治研究所総会･講演｢学校給食無償化を考える｣(宇都宮市)
13　やよい会学習会｢地域包括ケアシステム構築にむけて､下野市の現状｣生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ井上永子･小島恒夫･鈴井祐孝の 3 氏
17　教育相談研修(宇都宮市)
18　**ティーボール大会開会式(別処山公園)**／下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会
19　栃木市議会総務常任委員会傍聴
20　下野つばさの会
24　**議会報告会**／ジョカツのつどい in しもつけ
25　下野つばさの会講演会｢自分らしく生きる～性同一性障害を乗り越えて～｣下野市在住 加藤幹保さん
26　やよい会例会
28　**総務常任委員会**



6/15 ～ 21　議会だより第 45 号原稿執筆
6/21 ～ 7/15 村尾市議会報告 No47 編集･印刷作業

～あれこれ～　■6月20日､栃木市議会総務常任委員会を傍聴した｡驚いたことに委員外議員の殆ど全員が傍聴していた｡他の常任委員会でも同様とのこと｡委員会中心主義でも､議案付託先の議員だけではなく､全議員が審査状況を把握していることになる｡傍聴する議員が少数で固定化し､｢委員会に全面的にお任せ｣的雰囲気の下野市議会とは大違い!!■ 7 月に議会運営委員会視察で訪問した飛騨市･高山市の両議会は､補正予算も含めて予算案･決算案の全てを､その都度全議員で構成する予算･決算特別委員会を設置して審査していた｡行政運営の全体像を把握する上で良い方法だと思う｡本来､一つの議案を分割しての付託は好ましくない｡下野市議会でも取り入れて欲しい｡